

議案第46号 町の区域を新たに画し、及び名称を変更することについて

市民環境部総合窓口課

1 提案する理由

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市町村の区域内の町の区域を新たに画し、その名称を変更しようとするときは、議会の議決を経て定めなければならないため、提出するものである。

2 概 要

あずま南地区の住居表示の実施に伴い、この地区全体を一体的な区域とし、町の名称を「あずま一丁目」に変更するものである。

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 実施区域 | 朝霞市大字根岸及び大字台の各一部 |
| (2) 面 積 | 約13.5ヘクタール |
| (3) その他 | 本議案は、令和5年第1回市議会定例会において、住居表示を実施する区域及び住居表示の方法を街区方式とすることが議決されたことを受け、その町割及び町名について、朝霞市住居表示整備審議会への諮問により審議された答申に基づくものである。 |

【担当】

市民環境部総合窓口課管理係

電話 463-2609